

Harmony – news & topics 2011.05

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758

人の一生は、重荷を負うて遠き道を行くが如し、急ぐべからず。
不自由を常と思えば不足なし、心に望み起らば困窮したるときを
思い出すべし。

堪忍は無事長久の基、怒りは敵と思え、
勝つことばかり知りて、負けることを知らざれば、害その身に至る。
己を責めて人を責めるな、及ばざるは過ぎたるより勝れり。

(徳川家康公遺訓)



【企業における「手当」支給の実態】

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
発生から2か月、まだ落ち着く状況を迎えることができない地域も
多々ありますが、「生活保障」、「雇用の維持」といった面での
ご相談をお受けするなかで、下記2点を再度お伝えいたします。
ご不明な点はどうぞご相談ください。

◆労災保険給付の申請

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、業務災害として労災保険給付を受けることができます。被災直後の当事者の方々は考える余地がないことが多いので、業務中、避難中等に被災した方が周囲にいらっしゃいましたら、労働基準監督署へ相談に出向かれるよう、ご助言をなさってください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000169r3.html>

◆雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

～特例による申請は6月16日まで～

(A) 今回の地震に伴う「**経済上の理由**」により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

- ①人的・物的交通の障害又は途絶
- ②需要の減少又は集客の困難
- ③従業員の出勤困難
- ④事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の障害
- ⑤その他これらに準ずる経済事業の変化

(B) 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少する見込みである事業所も対象となります。

みずほ総合研究所から、「社員の手当」に関するアンケート調査の結果が発表されました。このアンケートでは、厳しい経済状況下において、多くの企業で「社員の手当」にシビアになっている様子が見えられます。この調査は、同社の会員企業に所属する役職員 24,015名を対象に実施され、779人が回答を行いました。

◆多くの企業に「手当」が存在

まずは、各手当の存在についてですが、「自社に制度として存在する」と回答した人の割合は、次の通りでした。

- ・「通勤手当」…96.8%
- ・「役付手当」…83.2%
- ・「出張手当」…82.7%
- ・「家族手当」…72.1%

◆「厳格化・削減等」の割合は？

次に、最近3年以内における各手当の支給条件について尋ねたところ、「厳格化・削減等」を実施した割合は次の通りでした。

- ・「出張手当」…14.1%
- ・「役付手当」…6.6%
- ・「家族手当」…5.5%
- ・「通勤手当」…5.1%

削減の理由としては、上位から、「経費削減の一環」「社員の処遇の平等化」「給与への一本化」「賞与への反映」「支給対象者の増加」などとなっています

賃金決定に

「何」を重視し、「何」を反映していくか。

上記4つの手当以外に、ここ3年で廃止・縮小された手当は、上位から「資格手当」「営業手当」「住宅手当」「単身赴任手当」「特殊勤務手当」「皆勤・精勤手当」「地域手当」「国内赴任手当」「灯油手当」「技能手当」「海外赴任手当」「地方手当」などとなっています。

今後も、多くの企業において、仕事・業務と関係が薄い手当についてはさらに廃止・削減の方向に向かっていくことでしょうか。各企業が「何」を重視するかを良く考え、社員のモチベーションアップにつながるような手当支給の仕方が必要なのではないでしょうか。そのために今一度、就業規則内に規定している「賃金規程」を読み直してみてください。

お知らせ

◆社会保険料納付猶予の措置が取られています。

納期限は「**震災の止んだ日から2か月**」となっておりますが「止んだ日」がいつとなるかは未定です。当面の間「猶予」となりますので、ご都合にあわせて随時納付をなさってください。なお「免除措置」については内容が決定しておりませんのでご希望の事業所様には決定後、お知らせします。

◆労働保険年度更新は6/1開始、保険料納付猶予の措置が取られる予定です。(スケジュール未定)

情報が入り次第、随時お知らせいたします。

編集後記：

東日本大震災において、被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

この大震災は(原発事故については様々な議論がありますが)天災であり、誰の責任に因るものでもないと思います。いまだ避難所や損壊したご自宅等で不便な生活をお過ごしの方々には何もおかけする言葉すら見つかりません。

そのような方々を目の前にこの家康公の遺訓を持ち出すのはどうかと思いましたが、いまは被災した地域全体でこの苦しさを共有し、耐える時期と思ひ、これから復興を目指してみなさんで立ち上がっていこうという思いを込めまして巻頭に掲載させていただきました。

Harmony – news & topics 2011.05

#発行: 2011年5月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

